

# JPCA NEWS

Vol.

17

2018年9月

公益社団法人日本写真家協会 (JPS)  
公益社団法人日本広告写真家協会 (APA)  
一般社団法人日本写真文化協会 (文協)  
日本肖像写真家協会 (日肖像)  
一般社団法人日本写真作家協会 (JPA)  
全日本写真連盟 (全日写連)  
一般社団法人日本スポーツプレス協会 (AJPS)  
日本自然科学写真協会 (SSP)  
日本風景写真協会 (JNP)  
公益社団法人日本写真協会 (PSJ)

正会員団体 ■ 10団体



写真集「New York 1962-64」より  
渡辺澄晴: HJPI320600000009

## CONTENTS

- P2 「著作権セミナー in 広島」レポート
- P3 JRRC 第13回著作権セミナーレポート
- P4 スペシャルレポート 動画と静止画の著作権(5)
- P6 シリーズ著作権解説
- P7 一問一答「人格権不行使について」

## 「著作権セミナー in 広島」を開催

「キャンディット・フォトと肖像権」、「SNS時代の写真ルールとマナー」についてのセミナーを、6月24日、広島「RCC文化センター」に於いて、日本写真著作権協会(JPCA)と日本写真作家協会(JPA)との共催で開催した。広島県だけでなく近隣各県からも参加者があり、230人を超える聴衆で開演前から会場は熱気で満ち溢れていた。

第一部では、JPCA運営委員/JPA理事で、欧米諸国でのキャンディット・フォト\*撮影経験を持つ棚井文雄氏が、「キャンディット・フォトと肖像権」をテーマにした講演を行った。まずは、棚井氏のニューヨークでの作品の中で、人物や建造物、プライベート空間で撮影された作品の中で肖像権に関わりのあるものが紹介された。そして、「著作権」と「肖像権」の基本と、憲法が保障する「表現の自由」とプライバシー権との関係を説明した後、現在、写真家・写真愛好家がキャンディット・フォト撮影で抱える幾つかの問題点を挙げた。それらの基本的情報を示した後、肖像権訴訟の判例を紹介し、それぞれの判決理由を参加者と一緒に検証した。キャンディット・フォト撮影を行う際の基本的な注意点、実際に撮影現場で警察官に尋問を受けた際の対応策も語られた。

第二部では、ライフワークとして半世紀に渡り木曾の撮影をしている、JPCA理事/日本写真家協会(JPS)専務理事の山口勝廣氏による「SNS時代の写真ルールとマナー」と題する講演が行われた。SNS時代に入り、写真は一

瞬にして世界中を回り巡るが、その一方で無断にコピーをされ、思いもしない使われ方をすることもある。そのため、作品をSNSなどのインターネット上にアップする際には慎重な判断をするように呼びかけた。その後、作例を挙げながら、それぞれの作品の肖像権についての解説が行われ、「常に撮られる側への配慮と優しさを」と強調した。後半は、山口氏の木曾での貴重な作品を映写しながら、肖像権や撮影時のエピソードなどが語られた。

質疑応答では、近年、大きな問題となっている、応募作品や入賞作品の著作権を譲渡させる写真コンテストに関連した質問が相次いだ。例えば「あるコンテストで入賞した作品を、別の主催者が開催する写真展に出展しても良いのか」という質問に対して「著作権が主催者側に移ってしまった場合、許可をもらわないと展示ができなくなる可能性もある」との回答がなされたが、続けて関連の質問が飛び出し、多く人が心配をしているようであった。この他に、撮影中に警察官によって画像を消去されたケースなど、様々な質問が挙がったが、すべての質問に対する迅速かつ的確な講師の回答に、会場からは、「来て良かった、また開催してほしい」との声が多かった。

日本写真作家協会 工藤一義



写真:中村晋啓

\*キャンディット(candid): 率直な、偏見のない、ありのままの。

# JRRC 第13回著作権セミナーを開催

JRRC(日本複製権センター)は7月3日、著作権セミナーを東京・有楽町の有楽町朝日ホールで開催した。著作権業務に携わる人などに広く著作権について理解を深めてもらおうと開いているもので、今回で13回目。著作権への関心の高まりを背景に、約500人が会場で耳を傾けた。

講演では土肥一史・吉備国際大学大学院特任教授・大本総合法律事務所



多くの人が講演に聴き入ったJRRC著作権セミナー

写真:阿古慎一郎



弁護士が「著作権と私的複製」について講演した。印刷機が考案されたゲーテンベルクの時代から著作権の成り立ちをひもとき、ドイツ、英国、日本の私的利用について論じた。非常に細かい規定を設

けるドイツや、極力制限を設けることで私的利用を規制する英国について紹介し、同じ「私的利用」といっても各国によって法制度が違うとした。しかしドイツ、英国とも共通する「権利者の権利を侵害する時には相当な額の支払いが必要」である点を指摘し、世界に類を見ない広い範囲で私的利用が認められている日本の現状に一考を促した。



続いて瀬尾太一・JRRC代表理事・JPCA常務理事が「日本複製権センターの電磁的複製許諾について」と題して講演した。今年度のJRRCの電子化許諾開始に当たって、その使用料と今後のスケ

ジュールについて詳述した。



続いて水田功・文化庁長官官房著作権課長が「改正著作権法」について講演した。AIによる深層学習や検索サービスなどのニーズを踏まえて、明確性と柔軟性を

バランスよく備えた規定の整備が重要だとし、国会の審議についてもまじえながら解説した。コンピューターの内部処理に代表される、著作物を鑑賞する目的で利用しない場合など、軽微な形での使用を促進できるように法改正がされたことを解説した。

またこれから本格化する、コンピューターを使った教育に備えた法改正も解説した。教育機関がオンデマンド授業で講義映像や資料を送信する場合や、授業を遠隔地に配信する際などは、今まで都度許諾を得ないと利用できなかった。しかし今回の法改正を受け、今後は指定された窓口に教育機関が一定の補償金を支払うことにより、著作物を適法に利用できるようになるとした。その他付随する法改正や今後のスケジュールにも触れた。

(記:阿古慎一郎)

# 動画と静止画の著作権(5)

## 写真に動画が関係する際のアドバイス

映画(動画)と写真(静止画)。著作権法では明確に分離され全く違うものとされているが、今や両者の制作のための機材や方法論の境界線は限りなく小さくなっている。前号では動画と静止画の法律上の取り扱いについて、高樹町法律事務所の桑野祐一郎弁護士に解説していただいたが、今回は法的な側面から、実務として動画を制作する際のアドバイスをお願いした。



写真:田井 宏和 HJPI32080000584

### 写真と映画の著作物としての違いの要点

前号では現行著作権法における写真と映画の著作物としての取り扱いの違いを検証した。その中で明らかになったのは、

- 「映画の著作物」の著作権は撮影者や監督には付与されない
- 「映画の著作物」は立法当時、劇場用映画を想定し、映画産業保護を目的としており、それは現在でも変わっていない
- その後の技術の進歩などによって放送用映画(テレビドラマなど)やゲームソフトも「映画の著作物」とされるなど、その範囲は拡大し続けている
- 電子出版物に挿入された動画は「映画の著作物」なので出版権などを設定できないと考えられる

という現実だった。出版不況の中、多くの出版社が生き残りをかけて様々な収益確保の道を模索している。電子媒体として自社の出版物をさらに活用しようとする流れは止まらない。

**桑野** ▶ 遠くない将来に出版社が電子媒体に動画を取り入れることになれば、それは映画の著作物とみなされて動画から切り出した写真もその一部となってしまうことが考えられます。最近、写真家の皆さんは出版社には著作権を譲渡しないという方が増えています。電子媒体のために動画を作成した場合には映画の権

利に飲み込まれて写真家の権利そのものが消えてしまうという大きな問題ですから、出版社との間で問題が発生するかもしれません。

出版業界が電子出版の中で動画の活用を本格化しようとした場合には、写真家の皆さんにとっては注意の必要な場面が出てきます。それだけ映画の権利は強いものなのです。

### 写真家の生命線、シャッターチャンスを選択

目前に迫った東京オリンピックに合わせるように、目にも止まらぬ速さで進化する動画の高画質化。スポーツ写真の分野に限らず、高画素のデジタル動画から目的の写真の切り出すことが一般化するまでに時間の猶予はない。ここで桑野氏は重要なポイントを提示してくれた。

**桑野** ▶ 出版社や広告制作会社からの発注で写真を撮影した場合でも、当然、著作権は撮影者が得ることになりますが、動画で撮影した途端にその部分の権利を失うこともあり得ます。しかも写真の撮影のために動画を撮って、そのまま納品して依頼主が静止画を切り出す場合には、すべてを失いかねません。

これに対する対策は、写真が最終目的である限り撮影した動画ファイルを絶対に渡さず、必ず写真家自身が写真をセレクトしてJPEGなどの写真の画像ファイルとして納品することです。

最終的に写真を作る目的で素材を動画で作れば、その動画自体は中間成果物と言えると思います。それだけを取り上げて「素材は映画の著作物だ」とするのはナンセンスでしょう。連続写真を続けて見れば映画のように見えますが、裏を返せば映画も分解していけば1枚の静止画すなわち写真にたどり着きます。これは表裏一体の関係で切り離せないものです。しかし、依頼主から「高速で連写したものをすべて納品せよ」と言われて、それを高速のスライドショーで再生されてしまうと映画とみなされる危険性も出てきます。

映画と写真の決定的な違いの一つはシャッターチャンスを選択にあると言えるだろう。際限ない技術の進化の中で、シャッターチャンスこそが写真家を写真家たらしめていると考えることもできる。法を知り尽くした専門家からの、写真家の存在理由に関わる貴重な示唆である。

### 契約で「著作者」を明確にする

これまで繰り返してきた通り、映画の著作権は「製作者」にある、と定められている。受発注関係の下で行われるプロの業務の中で、撮影者は製作者たり得ない。その環境の中で著作権をいかに確保すべきなのだろうか？

**桑野** ▶ 法律では「発意と責任を有するもの」が「製作者」だと定められています。わかりにくい言葉ですが、過去の判例では制作についての契約主体となる者、あるいは資金を投入して制作した映画の損益の主体となる者と言えます。これも劇場用映画の制作を想定した考え方です。過去にはケースデンキのテレビCMの著作権者が広告主か制作会社かを争った裁判があり、制作会社は映画の著作物ではないと主張しましたが、この場合にも判決はこのCMを映画の著作物であるとして著作権者は制作会社ではなく広告主であるとの判決が出ました\*。

—そのような状況下、今後、我々写真家はどうやって実務を進めていくべきなのでしょう？ 打つべき方策はあるのでしょうか？

**桑野** ▶ 写真と映画で決定的に違うのは、これまで写真の著作物に関しては写真家が著作権を持つことが法律の大原則ですから、特に契約などを結ばなくとも写真家が有利な状況でした。しかし動画の場合には依頼者＝製作者に権利が行ってしまう前提ですから、契約なしで仕事を引き受けるのは好ましくありません。撮影者に権利があることを明確にするにはこれまで以上に契約を結ぶことが必要になってきます。

この場合の契約には「納品した成果物の著作権は撮影者にある」という文言が入っていれば良いと思います。これが絶対条件です。

著作権法は今までも、これからも写真家の皆さんを守ってきましたが、こと動画となると著作権法は守ってくれないのです。映画のカメラマンには権利がありません。契約しましょう。

法廷でいくら独自性や創造性を主張しても、そもそもの定義で映画と認定されてしまえば法的には太刀打ちできないが、事前の契約によって権利の所在を文書として明確にすれば、その後の展開は大いに有利になるということだ。

旧来の写真家が契約を疎んじていた時代には一種「沈黙は金」とも言える状況があったとも言えるが、もはやそれは過去のものとなったということだろう。

(記：岡野一之)

\* 知的財産高等裁判所

平成24年10月25日判決 平成24年(ネ)第10008号

### プロフィール

**桑野雄一郎** (くわの ゆういちろう)

1993年弁護士登録。骨董通り法律事務所、東京藝術大学・大学院講師、最高裁判所司法研修所教官、成蹊大学法科大学院講師などを経て2018年に高樹町法律事務所を設立。

# SERIES

## シリーズ著作権解説

### ③社寺仏閣の著作権について

今回の「シリーズ著作権解説」では、多くの方々の疑問に思っている日本の伝統的な建物や社寺仏閣などの、建築物について考えてみたいと思います。

一般的に公道から建築物の写真を撮影した場合、管理者からクレームが来ても法的には何ら問題はありません。建築物に著作権が認められるのは、例外的といって良いでしょう。もちろん敷地内での撮影は、管理者などの許可が必要となってきます。

ただ、社寺仏閣は、近代的な建築物と違い境内が広々として、囲われた塀など境があるところも少ないので、たとえ敷地内であっても、写真を撮ることで問題になることは少ないと思います。

国内に多く点在する世界文化遺産に指定された建築物などは、看板などで撮影禁止、立ち入り禁止と掲示されています。しかし、そのような指定をうけた社寺仏閣でも著作権が施行される以前に建てられているので建築物としての著作権法上の保護期間の対象外となります。敷地外からの写真撮影は、問われません。社寺仏閣では、建築物とともに庭園や境内などを見学する際に順路を定めたり、拝観料を徴収することは、法的には何ら問題なく独自に制限をしています。建築物の修復、維持管理や警備上の関係と共に「信仰の対象」として神聖な権利と主張して写真撮影に関しても制限をしているところが多く見受けられます。著作権法第四十六条「野外の場所に恒常的に設置されている建築、美術の著作権について」第一項から第四項の場合を除いて自由に写真撮影し出版物などに掲載しても著作権侵害とはなりません。敷地内や商業的なものに利用するときは、著作権者や管理者の指示に従うと良いでしょう。

#### (公開の美術の著作物等の利用)

第四十六条 美術の著作物でその原作品が前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

- 一 彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 二 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 三 前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合
- 四 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合

商品広告などに建築物が写った写真を使用した時に、「うちの建物の写真を勝手に使うことを禁ずる」といった内容のクレームが、直接広告主側に行ってしまうことが過去にありました。理由を聞くと、「使用する場合は、事前に申請をしていただきたい」という一方的な理由を述べてくる相手も少なくありません。さらに「許可料の必要性」といった、権利主張をしてくる相手もいます。

また、建築物としての社寺仏閣は、絵葉書や観光パンフレットなどで顧客の目に止まるので拝観者への顧客吸引力があります。芸能人やスポーツ選手などの肖像を保護するために認



信貴山・朝護孫子寺

写真：足立 寛 HJPI320100000050

められている顧客吸引力「パブリシティ権」という概念がありますが、社寺仏閣などの建築物には「パブリシティ権」として法律上の保護はされていません。

では、建築物一般について考えてみましょう。

前に述べましたように、建築物のすべてが著作物として保護されるのではなく、著作権法第二条一項に記されている「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽に属するもの」が対象となります。

例を挙げると、スカイツリー、新国立美術館、東京ミッドタウン」庭園内にあるファッションブランドが建てたデザイン性の高い「21\_21DESIGN SIGHT」などの建築物は、美術性のある著作物という理由で「建築の著作物」として認められるでしょう。

#### 「建築の著作物の成立」

建築の著作物がどの段階で成立するかという点に関しては、建築そのものと建築の著作物とは異なることに注目しなければなりません。著作物の情報は、「無体物」であり、建築という「有体物」とは別個に存在するものなのです。ここで問う建築の著作物は、実際に建築されなくても、設計図などによって建築の表現がなされていれば成立することになります。

第二条一項十五号 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

□ 建築の著作物 建築に関する図面に従って建築物を完成すること。

著作権法の観点からは、実際に建築物を建築すること、すなわち建築図面などで表現された著作物の「複製」に当たるとされています。みなさんが、建築物の写真を撮影する場合、商用利用などを除く私的利用の範囲内であれば問題はないでしょう。

(記：足立寛)

# 人格権不行使について



## 一問一答!

プロの写真家として、雑誌などの仕事をしています。先日、レギュラーで仕事をしている出版社から、今後仕事を続けるにあたり契約書へのサインを求められました。その中に「提供した写真の著作権を譲渡する」「人格権を行使しない」という項目がありました。

このような契約は有効なのでしょうか？  
また、断る場合にはどのように対応すれば良いのでしょうか。  
ご教示ください。

## JPCAからの回答

契約とは、当事者の自由意志によつて取り決められた合意の事です。経済活動に於いて、原則契約は自由と言われていますが、近年、不平等な契約実態が問題になり、是正の為の法律が制定されています。不正競争防止法、下請法、消費者基本法、知的財産基本法等です。また民法第九十条公序良俗規定も契約の健全化に欠かせない規定と言えます。

そこで今回お尋ねの「提供した写真の著作権を譲渡する」ですが、経済的利益が大きいなら考慮すべき事ですが、通常取引では譲渡は余りにも不平等です。ですから著作財産権の何が必要なのか、契約の対象なるものが何なのかを特定し一括契約を避ける事、また同時に期間を限定する事をおすすめします。期間の定めがない契約はトラブルを招きます。譲渡期間を限定すれば、一定期間が経過したら著作権を著作者に戻す契約も可能です。又、譲渡する場合でも、写真家は個展やプロフィール(自己使用)また公益性のある書籍等への掲載が出来る条項を書面に記載することが必要です。

次に問題なのは、「人格権を行使しない」という著作者人格権不行使条項に同意を求める項目です。著作者人格権(公表権・氏名表示権・同一性保持権)を行使するなというものもあります。近年、写真コンテストの応募要項や撮影依頼の業務委託契約書に書かれ、写真を自由に利用しようと言うものです。著作物は利用しなければ価値がないので人格権を重視しすぎるなという、企業内弁護士や法務担当者が言い出した説に基づいています。著作権法の第五十九条著作者人格権は「著作者の一身に専属し、譲渡する事ができない。」となっています。著作権法により著作者の権利として認めたものを、契約書で書き換えるのは公序良俗違反だというのが定説です。EU諸国の考え方(ベルヌ条約加盟国の著作権の始まりは人格権)とアメリカの考える著作権(著作権とは著作財産権)が日本でぶつかっている状態です。まだ日本では裁判例がないので、我々写真家としては嫌なものは嫌と言うべきです。人格権は譲れない、氏名表示をして欲しい、人格権を害する恐れがある変更は認められない、の文言を入れることが重要です。意思表示して契約に臨む事が契約を有利にします。

(記:堀切保郎)

ANSWER

